

第9分科会 こうすりゃよかった! 事務職員活用～経営環境、IT化、コロナ禍と事務職員活用の変化～

13:00～16:00 ★(ライブ配信あり)

経営弁護士は、事務所に存在する「経営資源」を最大限有効活用することで経営目標の最大化を目指さなくてはなりません。事務所によって、様々な「資源」があると思いますが、法律事務所における最たるものは、「ヒト」です。本分科会では、経営資源としての「ヒト」、すなわち弁護士及び事務職員のうち、事務職員に着目して、法律事務所の業績を安定・向上させる方法を調査検討します。弁護士を取り巻く経営環境の変化や、急激なIT化、またコロナ禍でのテレワークの実施等様々な変化がある中でも、事務職員は、弁護士のパフォーマンス向上のために不可欠なパートナーです。事務職員の活用における課題、解決方法を集約し研究することで、多くの経営弁護士にヒントを与えたいと思います。その結果、弁護士の業域が拡大し、司法改革の理念及び法の支配の実現に資すると考えます。

オンライン参加（ライブ配信の視聴）について

オンライン参加（視聴）いただける分科会は、以下のとおりです（いずれも事前申込不要）。
視聴にあたり、参加費はかかりません（視聴のための機材、通信環境等は、ご自身でご用意ください。）。

第1分科会 裁判手続のIT化と新時代の法律事務所～変わる弁護士業務と情報セキュリティ

第3分科会 司法アクセスを推進する弁護士費用保険の新たな展開

第4分科会 やれる! 行政弁護

第5分科会 「顧問契約」にイノベーションを! 弁護士は中小企業の成長・発展にもっと貢献できる

第6分科会 民事信託と後見制度

第7分科会 企業内弁護士のキャリアの実相—60期～62期会員アンケートから考える—

第8分科会 スポーツにおける移籍制限

第9分科会 こうすりゃよかった! 事務職員活用～経営環境、IT化、コロナ禍と事務職員活用の変化～

配信URL等詳細は、シンポジウムの前日までに、以下の日本弁護士連合会ウェブサイトの本イベント案内欄に掲載する予定です。

<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2022/220903.html>



■本シンポジウムに関するお問合せ先

日本弁護士連合会 (担当:業務部業務第一課 弁護士業務改革シンポジウム係)
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 TEL:03-3580-9841(代)
※シンポジウム当日の電話対応はできませんので御了承ください。



第22回 弁護士業務改革シンポジウム

in名古屋

2022年9月3日(土) 12:00～18:00

愛知大学名古屋キャンパス 参加費無料

名古屋市中村区平池町4-60-6

愛知から拓くぞ!
—弁護士業務
最前線

一部分科会で
WEB配信を
行います!

※詳しい参加方法については、
日弁連ウェブサイト(下記URL)
を御参照ください。



愛知県弁護士会公式キャラクター
ひまるん



弁護士でない方もオンライン参加いただけます。参加にあたっては、日本弁護士連合会ウェブサイト(下記URL参照)の最新情報をご確認ください。

主催 JBA 日本弁護士連合会

日本弁護士連合会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 TEL 03-3580-9841(代表)
<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2022/220903.html>



第22回弁護士業務改革シンポジウム(2022年9月3日㊤)

全体会・分科会のご案内

全体会 ★ライブ配信実施(事前申込不要) 12:00~12:30 主催者によるシンポジウムの趣旨説明等
分科会 ★ライブ配信実施(事前申込不要)

下記のほか、弁護士対象の分科会が予定されています。

第1分科会 裁判手続のIT化と新時代の法律事務所～変わる弁護士業務とセキュリティ～

13:00~17:00 ★(ライブ配信あり)

裁判手続のIT化はますます加速し、民事裁判ではウェブ争点整理や準備書面・書証の写し等のオンライン提出が実施段階に至りました。民事訴訟法改正後はウェブでの口頭弁論も可能になるとともに、2025年には訴状を含むオンライン提出が弁護士に義務付けられます。刑事、家事、保全、執行、倒産、労働等のIT化も法案化段階に入りました。

コロナ禍によるリモートワークの導入を含め、ITは弁護士業務にとって「あると便利なもの」から「欠かせないもの」に変化しましたが、一方で、IT化が進むほどセキュリティ上の脅威は深刻化し、法律事務所の情報セキュリティ対策が喫緊の課題となっています。

本分科会ではこうした状況を受け、①裁判手続等のIT化の最新情報、②弁護士情報セキュリティに関する規定、③クラウドサービス、リモートワーク、リーガルテック等のIT技術のキャッチアップについて解説します。

第2分科会 法律事務所の経営安定化のための顧問契約獲得と維持

13:00~16:00 (ライブ配信なし)

今は、法律事務所経営を継続すれば必ずと安定化する時代ではなく、具体的な経営努力が必要です。その一つが顧問契約の獲得・維持であると思います。良い顧問先を持っていることは、弁護士が安定した弁護士業務を確立するための要素として重要であるといわれます(1990年弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査)。しかし、2008年の弁護士実勢(弁護士センサス)調査では、顧問先を持っている弁護士の割合は60.7%でしたが、この中で顧問契約を結んでいる取引先件数は、5件未満が32.7%、5~10件未満が21.2%、10~15件未満が14.6%と、顧問先を持っている弁護士の約7割が15件未満でした。顧問先は工夫次第で更に増やせる可能性があるのではないのでしょうか。本分科会では、この顧問契約獲得と維持のノウハウを探り、参加者の方々とその情報を共有し、法律事務所経営の安定化を模索していきます。

第3分科会 司法アクセスを推進する弁護士費用保険の新たな展開

13:00~16:00 ★(ライブ配信あり)

現在の弁護士費用保険は、自動車保険の付帯保険のみならず、中小企業向けや一般民事事件も対象として、各種の新型保険が次々と生み出されるなど、その補償範囲は様々な分野に拡大しています。弁護士費用保険は、国民の司法アクセスを支える重要な制度であり、弁護士がその業務を遂行するにあたり、昨今の変化を踏まえた同保険に係る知識が必須とされる局面も増えています。本分科会では、各関係機関とのコミュニケーションを深めることにより、現状分析を基に、これからの新たな展開のために考えられる方策として保険料控除などの論点を取り上げ、その政策課題を明らかにして、弁護士費用保険の更なる普及と発展への足がかりを探ります。

第4分科会 やれる! 行政弁護

12:45~18:00 ★(ライブ配信あり)

行政庁による行政処分に向けて行われる指導・調査の手続において、弁護士が代理人として関与することによって市民・企業の正当な利益を擁護する活動を「行政弁護」ととらえ、民事弁護・刑事弁護に並ぶ弁護士の業務として確立することが必要であり、弁護士にとっても業務の拡大につながるものです。

現在、日弁連では「行政弁護」の確立に向けた体制が整い、また、各地の弁護士会においてもこの分野の業務に取り組む弁護士の活動を支援していく動きが始まっています。そこで、全国において更に「行政弁護」の確立に向けた活動を展開していくために、保険医指導・監査と税務調査の分野を切り口として、具体的にどのような弁護活動が有益であるのか、また弁護士会がどのようにバックアップしていくことが効果的なのかを提言するべく、前回2019年の京都シンポに引き続き、本分科会を実施します。

第5分科会 「顧問契約」にイノベーションを! 弁護士は中小企業の成長・発展にもっと貢献できる

13:00~18:00 ★(ライブ配信あり)

多種多様な企業向けサブスクリプションサービスの浸透、重要度を増す企業の社会的責任、そして、With/Afterコロナ。中小企業を取り巻く状況は急速に変化しているのに、顧問契約を通じた中小企業と弁護士の関係は従前のままで良いのでしょうか。そもそも顧問契約の価値とは何でしょうか。どうすれば弁護士は中小企業の成長・発展により貢献できるのでしょうか。この分科会では、中小企業の法的ニーズに関する各種調査データを基に、顧問契約を通じた中小企業と弁護士の関係性を科学的に分析し、顧問契約の新たな役割と可能性を探ります。中小企業経営者の顧問弁護士に対する期待と本音、顧問契約の獲得・利便性向上に向けた先進的な取組、企業の課題を掘り起こし、伴走支援に繋げるための新たなツールなどを題材に、中小企業の価値向上に貢献する新しい時代の顧問契約を一緒に考えましょう。

第6分科会 民事信託と後見制度

13:00~18:00 ★(ライブ配信あり)

高齢者や障害者が当事者となる民事信託については、任意後見等の併用が必要となる場面が多く、実務的にも非常に関心が高いテーマとなっています。本分科会では、福祉型信託に造詣の深い専門家を招き、信託と任意後見の併用が検討されるべきタイプの検討を行うとともに、併用した場合の信託契約書・任意後見契約書作成の留意点について整理します。また、両制度を併用すると、受託者と任意後見人を兼ねられるかといった利益相反の問題が生じ得ることから、地位の兼任に伴う問題点も整理し、一定の回答を示したいと考えます。さらに、近時では民事信託組成後に法定後見が開始される事例も見られることから、任意後見だけでなく、民事信託と法定後見が併用される場面の留意点等についても言及する予定です。

第7分科会 企業内弁護士のキャリアの実相—60期~62期会員アンケート結果から考える—

12:45~18:00 ★(ライブ配信あり)

我が国における企業内弁護士数が顕著に増加したのは、司法修習60期生が修習を終了して弁護士登録した2007年以降です。以後、司法修習終了後直ちに企業内弁護士となる人は、最近では100名程度で推移しています。2007年以降、司法修習終了後直ちに企業内弁護士となった人が、この間どのようなキャリアを歩んできたのかについて、弁護士になって10年以上を経過した60期から62期会員に対するアンケート調査を行いました。弁護士登録後10年あまりの間におけるキャリアの変遷状況、そこから推測される司法修習終了後直ちに企業内弁護士になった人のキャリアパスの現状を分析し、その結果を踏まえて、今後、弁護士が企業内法務において存在感を示していくために何が必要とされるのかを考えます。

第8分科会 スポーツにおける移籍制限

12:45~18:00 ★(ライブ配信あり)

スポーツ界では、国際移籍の制限、国内プロチーム間の移籍制限、社会人チーム間の移籍制限、学生スポーツ団体の移籍制限、競技団体による専属義務、クラブチームによる専属契約など、選手の移籍・スポーツ活動を制限するルール、合意条項が設けられています。こうした選手の移籍・活動制限に関しては、国内外において、競争法、労使交渉、ステークホルダーによる対話(ソーシャルダイアログ)など様々な法的アプローチによりその妥当性が議論されており、我が国でも公正取引委員会により独占禁止法上の問題点が指摘されています。本分科会では、こうしたスポーツ界における移籍等の制限について、過去の事例を分析し、各国の歴史的背景や議論状況を調査研究した上で、我が国において今後取り得る法的アプローチを検討、整理し、弁護士がどのような形で関与するべきかを議論します。